

幕藩制轉換期における利根川舟運の統制

——上州川井河岸の衰退と前橋藩・川越藩——

丹 治 健 蔵

はじめに

- 一、関東における河川舟運統制の概観
- 二、領主の河岸支配と運上金上納の実態
 - イ、川井河岸の成立と河岸問屋
 - ロ、川船の統制と船方役所
 - ハ、運上金上納の実態と河岸の構造変化
- 三、寛延・明和期における領主回米仕法と運賃
- 四、新流通路の開設と領主回米の動向
- 五、役船負担をめぐる宝暦十二年の問題・船持出入
おわりに

はじめに

近年、河川舟運史の研究は商品流通史との関連においていちじるしい進展をみせているが、関東地方の経済的動脈の役割を果たしていた利根川舟運については、これまで先学諸氏のすぐれた労作が発表されている(1)にもかかわら

ず、史料制約のため、なお究明すべき点が少ない。たとえば商品流通量と商品流通路の変化との関係、それにもなう河岸場及び周辺村落構造の変化、あるいは幕藩領主の回米の動向や舟運統制の問題などがそれである。

特に江戸幕府の政治的・経済的基盤ともいえる関東地方は天領・水戸藩領・譜代大名領・旗本領などが交錯していた関係で、幕藩権力の強弱によって河川舟運の統制も微妙な様相を呈していたものと推考される。このような幕府と領主の二重支配下におかれていた関東の河川舟運の特殊性を明らかにするのが筆者の究極の研究目的といえる。

そこで本稿においては取り敢えず上州川井河岸の旧河岸問屋清水家の寛延二年（一七四九）から安永六年（一七七七）、天明七年（一七八七）から寛政十年（一七九八）にいたる『御用留帳』（し）を中心として前橋藩（明和四年九月より前橋を廢城にして武蔵川越城に移転したので川越藩となる）の河川舟運統制の実態を先述の諸問題とも関連づけながら明らかにしてみたいと考える。

一、河川舟運統制の概観

近世以前における関東の川船支配に関する史料は多く管見に触れ得ないが、永祿（天正年間にかけて後北条氏が江戸附近の川船を船橋などの諸役に動員したり、印判状による御用のほか在地土豪の諸役に服することを禁じた記録が散見される。3）

また、天正四年（一五七六）九月の八王子城主北条氏照判物には「從佐倉・関宿、自葛西・栗橋往復不可有相違候。若横合之輩有之者、為先登此証文可被申。後日之状如件」4とあって関東の河川舟運が戦国大名後北条氏の統制下にあったことがわかる。

やがて幕藩制の成立にともない、城米年貢米の江戸回送のため利根川水系を中心とする領主的輸送路が開発整備された。そこで江戸幕府は寛永十年川船奉行に土屋忠次郎常を補任して、関東の河川舟運統制に乗り出したのである。(5)

次いで延宝六年(一六七八)には関東の農民的商品流通の進展に呼応して活潑な動きを見せはじめた商船を統制するため延宝六年正月十九日付で美濃部三郎左衛門・荻原十助・富本武兵衛の三名を川船極印奉行に補任すると共に江戸市中を対象として川船極印改めに関する(管見の限り)最初の触書を発している。そして同年二月には対象地域を関東諸河川流域の村々まで拡大した勘定奉行四名連署の極印改めを命じた触書を出し、公私領(水戸藩は例外)の別なく川船を掌握すると共に年貢役銀徴収制を整備確立したのである。(6)

ところで元祿期における年貢役銀の増徴は川船支配機構の矛盾とあいまって次第に無極印船の横行を許し、享保初年には年貢役銀の滞納額が累積し金五万一千六百九十二両余にも達した。(7)

そこで幕府は享保五・六年にわたり財政窮乏打開策の一環として川船支配機構の改革を断行した。すなわち、川船奉行三人制を廃止し、町人身分の鶴氏を川船支配に起用し、川船の統制掌握と年貢役銀徴収制の強化を策したのである。(8)

そして明和安永期には領主的河川運輸機構動揺の対応策として関東における河川舟運の統制にテコ入れた政策が勘定奉行石谷備後守清昌らによる河岸問屋株の設定であり、また、寛政期以降に強化された川船改役による農間船稼ぎの新興船持層(所働船)に対する統制強化策であったと考える。(9)

次に個別領主の河川舟運統制の一端を紹介しておこう。

水戸藩では霞ヶ浦北岸の物資輸送上の重要な中継地になっていた小川に元和二年頃運送方役所を設置し、運送奉行以下諸役人において他藩の領内通行の輸送荷物から津役を徴収していた。⁽¹⁰⁾ また、正徳四年の「覚」によると幕府の極印統制下に入らず藩手船は⑧、領内の商船などには⑨の字の極印を打ち独自の極印制をしいて、船の大きさに応じ船役金を徴収していた。⁽¹¹⁾ たとえば、延享二年(一七四五)の水戸藩把握の領内船数は一八四八艘(漁船共)であった。また、天明年間頃の船数は一、七五八艘、この船役銀は二二七両三〇文にのぼった。⁽¹²⁾ そのほか、特に注目されるのは宝永六年以前から小堀(下総国相馬郡)・関宿・松戸・江戸の河岸問屋等を御用宿(御穀宿)に指定し江戸への年貢米をはじめ御用荷物輸送の円滑化をはかり他藩よりも優先的に運送させていたことである。のち、明和八年(一七七二)の利根川大湯水期を契機として下総国相馬郡布施河岸に荷物を陸揚げし、それより江戸川の加村河岸(下総国葛飾郡)まで陸路を三里程駄送し再び舟運を利用して江戸へ輸送するというルートも採用されるようになった。⁽¹³⁾

また、関宿藩領下総国境河岸では天明五年幕府極印船一二〇艘分の年貢金一五〇両、河岸運上金永三貫文を幕府川船役所へ上納している。⁽¹⁴⁾

さらに境河岸では宝暦五年(一七五五)の「中艀船以下役銀上納覚」によると八一〜二艘分金二八両、銀三八匁五分の船役銀(第一表参照)を領主宛に上納している。この船役銀というのは「領主え私共より相納候船役銀之儀、遠郡より領主納米運送被仰付候処、其遠方之場所川瀬も不分明に付、其御役銀にて上納可仕旨願上候処、御聞濟之上其年十一月月上納仕候」⁽¹⁵⁾とあって領主年貢米運送御用の代銀に由来するものであった。

以上の事例によっても戦国期には後北条氏の管掌下にあった関東の河川舟運が、幕藩体制成立後は幕府と領主の二

表 1 宝暦 5 年 (1755) 境河岸中艀船以下役銀上納高

上納者	船数	上納銀高	備考
忠兵衛組	3艘分	67匁5分	22.5匁×3艘
宇右衛門組	8 "	145匁	
太兵衛組	5 "	108匁	22.5匁×4, 18匁×1
八左衛門組	3 "	67匁5分	22.5匁×3
八郎兵衛組	3 "	"	22.5匁×3
善兵衛組	2 "	45匁	
弥惣兵衛組	6~7 "	157匁	
兵蔵組	13~? "	279匁	
利左衛門組	6 "	108匁	22.5匁×4, 18匁×4/12月分 18匁×8/12
伊右衛門組	9 "	211匁5分	
五右衛門組	7 "	148匁5分	22.5匁×5, 18匁×2
八郎兵衛組	1 "	7匁5分	売船 4/12月分
弥惣兵衛組	1 "	12匁	潰船 18匁×8/12月分
兵庫庫納	6 "	102匁	売船 1艘4/12, 買船8/12月分
五右衛門納	8 "	169匁5分	
計	81~82艘	金28両, 銀38匁5分	潰船 18匁×8/12月分

(註) 本表は旧河岸問屋小松原家文書により作成した。上納者中の兵庫・五右衛門は河岸問屋。天明2年境河岸総船数は127艘である。

重支配下におかれていたことを窺知されたであろう。

二、領主の河岸支配と運上金上納の実態

イ、川井河岸の成立と河岸問屋

本稿の研究対象とする上州川井河岸は利根川・烏川の合流点よりおよそ三〇〇米位烏川を遡江した北岸に位置し、対岸には武州藤ノ木河岸があった。川井河岸がいつ頃開設されたのか明確なことは云えないが、旧河岸問屋清水家の明和二年の「御用留帳」には次のように記されている。

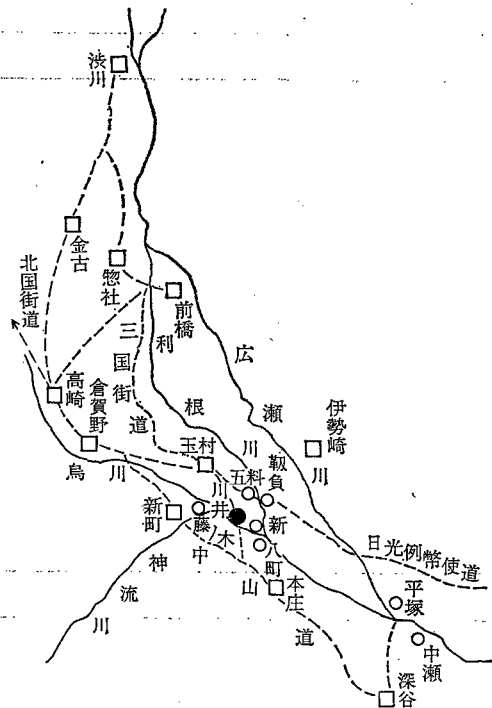
乍恐弁書を以御稟申上候

新河岸舟問屋(三名)

五料河岸舟問屋(二名)

川井河岸舟問屋(六名)

右三河岸取立之儀者台徳院様御治世之時分諸方御廻米其外江戸御廻荷物并商荷物等中々陸地斗ニ而運送成難候ニ付、閑宿る当時之江戸川江堀貫キ通船被仰付候、其時分御先祖雅楽守様前橋御領主ニ而三河岸取立



川井河岸周辺略図

之儀被仰付并書面之者共舟問屋ニ被仰付被下置候、(中略)三河岸取立之儀寛永二丑年より取初メ段々取立候様ニ申伝候(下略)。

右によれば寛永期の関東郡代伊奈備前守忠次による利根川・江戸川の大改修工事を契機とする利根川水運の進展とあいまって、前橋藩(厩橋)主酒井雅楽守忠世が近接する五料(利根本流沿い)・新(烏川)の両河岸と共に川井河岸を御用河岸として取立てたことがわかる。

また、領主の三河岸取立てと河岸問屋との関係について、宝暦五年の願書には、

一、三河岸船問屋之義ハ河岸取立之時分舟問屋十一人相極り今以無増減代々譲り役ニ相勤来候、御用ニ付少々入用等御座候節ハ十一人無高下割合差出シ申候、仲間申合不寄何事二十一人一鉢ニ相勤申候、御用ニ付少々入用等御座候節ハ十一人無高下割合差出シ申候、勿論外之荷物之儀舟積蔵入ニ付口銭敷敷等問屋職分之家業ニ御座候故、自分切りニ請払仕候、御用之儀ハ大小ニ不限十一人一統ニ相勤来候義少茂相違無御座候

とあって、周辺の川井・飯倉両村より河岸場開設のため移住した問屋十一軒が代々河岸役人を世襲し、御用荷物運送のほか河岸運上金の上納、役船の徴発など領主の河川舟運統制に重要な役割を果し、その反対給付として独占的な運

輸業者として問屋手船による船賃収入はもちろんのこと、商人荷物から問屋口銭・庭銭（蔵敷料）などを徴収する特権を認められていたのである。

ロ、川船の統制と船方役所

前橋藩では寛延二年（一七四九）に領主が交替し、酒井忠恭は姫路に移封となり、代って姫路藩主松平朝矩が前橋藩主として入封した。この領主が交替した寛延二年から安永六年、天明七年から寛政十年に至る間の清水家「御用留帳」を見ると領主の河岸支配の実態をかなり把握することが可能である。

すなわち、前橋藩及び川越藩（明和四年九月前橋藩主松平朝矩は前橋が利根川の流に侵蝕されて地形変化のため幕府に願ひ居城を前橋から川越へ移したので川越藩になった）の河川運輸行政を直接掌理していたのは前橋にあった船方役所であった。船方役所は河岸問屋を差配して①領内川船の掌握、②河岸運上金（河岸祝金）の徴収、③領主年貢米、大豆などの江戸回送、④役船の徴発などにあたっていた。そこで先ず本項においては川船把握のあらましについて触れておこう。

前橋藩では毎年四月船方役所の下役を領内河岸に派遣し船数調査を嚴重に実施している。たとえば寛延三年（一七五〇）の調査結果を示せば、問屋船が本船（艀船）三艘・舢下八艘・小舢下三艘計一四艘、町船が本船六艘・舢下一六艘・小舢下一艘計二三艘で合計三七艘であった。そして同年以降漸次減少の傾向を示し、宝暦十年（一七六〇）には問屋船が本船二艘・舢下四艘・小舢下二艘計八艘、町船が本船五艘・舢下八艘・小舢下一艘計一四艘で合計二二艘と最底を記録したが、その後再び漸増し、寛政元年（一七八九）には問屋船七艘・町船二艘合計二八艘に増加している。この船の増減の理由については後述することにして、領主が河岸の川船を毎年調査把握した主な狙いは領主荷

物の江戸回送と役船の徴税にあつたと考える。

なお、船方役所の重要な管掌事項の一つであつた河岸運上金の徴収・年貢米の江戸回送・役船の徴税については河川舟運史研究上の重要な問題とも関連があるので項を改め詳説するであらう。

八、運上金上納の実態と河岸の構造変化

前橋藩では河岸問屋及び河岸の屋敷持に対し地方の年貢諸掛りのほかに河岸運上金を毎年船方役所へ上納させていたのである。

この河岸運上金の由来については寛政十年の「河岸場地割御免願」によると次のように記されている。

寛永年中河岸場御取立被成候砌り、私共之義者川井飯倉両村を罷出、川井河岸与唱諸国運送荷物引請、且月々四九一六、十二度之市相立、問屋六軒、商河岸稼仕候者拾三軒都合拾九軒ニ而卷軒前金式分ツツ合金九両式分御祝金与申伝江御領主様江年々御上納仕来り候

すなわち、川井河岸では寛永年間の河岸場開設以来、河岸問屋六軒と河岸屋敷持十三軒合せて十九軒が商い稼ぎ公認の代償として「河岸祝い金」という名目で一軒前金二分あて合計金九両二分ずつ毎年領主へ上納する慣習になつていたことが明らかである。ここでいう河岸商い稼ぎというのは、右の記述にもある通り運輸業に関する収益のほかに川井河岸において毎月開催される十二才市に参加取引する営業的な要素も含んでいたものと考えられる。たとえば川井河岸天明七年の「御用留帳」には「塩市場取立二六四九之定日取極メ月次十二さい市立来り申候、勿論穀物、種、干か売買仕候、右ニ付塩商人之義者三友河岸・八丁河岸・横瀬・嶋村・平塚其外近在を入込ミ市日ニ者高崎・惣社・渋川辺其外近在之塩買共十二さいニ参り塩売買仕候間、舟問屋之外十三軒之者共迄、右商売仕候」とあつて十二才市の開催日には川井河岸に近在の百姓のほか高崎・惣社・渋川辺の三国街道筋からも塩商人が参加し、河岸場の問屋・屋敷持などを交えてかなり

の取引が行なわれていたことが明らかである。

しからば、このような河岸商い稼ぎを対象として賦課されていた運上金上納の実態はどのようなものであったろうか。

前述のごとく川井河岸では当初問屋六軒・河岸屋敷持十三軒合せて十九軒で金九両二分ずつ前橋の船方役所に上納していたのであるが、寛保二年（一七四二）の利根川大洪水により河岸場ならびに居宅が損害を蒙ったので、延享三年（一七四六）まで五カ年間は船方役所に願ひ出て全額免除の許可を受けた。その後延享四年から寛延元年の二カ年間は川井河岸三両、隣接する新河岸一両二分合計四両二分を辛うじて上納することができたが、寛延三年二月の嘆願書には「当午御祝金本金ニ而当春冬両度上納仕候様ニ被仰付候得共、当春之儀ハ一切船荷物等無御座、外商売等茂無御座候而當時飢命ニおよび難儀至極奉存候」とあつて川井新両河岸では困窮のため二月十五日に二両一分、七月中四両、残り六兩と七百三十四文の三度に上納したいと船方役所へ願ひ出ている。

さらに寛延三年七月二十三日付の川井河岸問屋六名、新河岸問屋三名連名の嘆願書には「近年御領所御城米御大名様方御廻米商荷共舟積至而不足ニ罷成候故、大小共渡世取統兼難儀至極ニ奉存候」とあつて、寛延三年より五カ年間川井河岸屋敷持十九軒分で金九兩二分のところを半金の四両一分の上納にしてみらいたいと御舟方下役岩倉十助あてに願書を差出している。この半金上納の願意は当年一カ年限りという条件で許可され川井河岸では金四両三分、新河岸では金一両一分二朱と鑿三六五文だけ上納している。

しかるに翌年の宝暦元年正月の願書によると残り半金分は「当春上納仕候様ニ被仰付候、然ニ当春之儀河岸通り別而困窮仕候、当日之渡世成兼至極難儀仕候」という理由で再び延納を願ひ出ている始末である。

表 2 川井河岸運上金軒別割付額表

上納 年月 屋敷 持高	宝曆3年6月 (半期分)		宝曆13年冬 (半期分)		寛政4年6月 (半期分)	
	軒別割付額	上納人数	軒別割付額	上納人数	軒別割付額	上納人数
4分1軒	274文	13	43文	2	37文	1
半軒			85文	14	74文	12
8分	554文	8	153文	1	133文	1
1軒					152文	5
1軒8分1	金1分	1	175文	9	171文	1
1軒4分1					189文	1
1軒半	金1分274文	1	285文	1	230文	4
2軒						
合計	金2両1 分2朱	23	3貫312文 (金3分上 納)	27		25

註 本表は清水家「御用留帳」により作成した。

そして、さらに川井・新西河岸では宝曆三年七月には「諸荷物年々出方不足仕、殊川筋悪敷以今河岸場も遠く御座候ニ付、以猶諸荷物不足仕、河岸通不繁昌ニ而渡世取続兼難儀至極仕候」という理由で宝曆三年より同八年までの六カ年の間再三の半金上納を願ひ出ている。

この宝曆三年六月の河岸運上金の負担割合の実態を示せば第二表の通りである。

見られる通り半期分として六月に金二両一分二朱を上納しているが、その負担額は最底が半軒前二七四文、一軒前五五四文、一軒半前金一分、最高の二軒前が金一分二七四文と屋敷持高により負担額に大きな開きが生じてきたことがわかる。¹⁶⁾

かように運上金は河岸の衰微を理由に大幅に減額されてきたが、それでもなお負担が重かったと見え、宝曆十二年六月の願書には「河岸御祝金之儀去ル卯年以書付難渋之訳奉願上候処、被為聞召上知る已まで三ヶ年一ヶ年金高壹両貳分ニ減少被仰付被下置難有奉存候」とあって宝曆九年から同十一年の間、川井河岸の運上金はさらに金一両二分に減額されていたことがわかる。そして、宝曆十二年以後もたびたび減免を願ひ出て寛政期にいたるまで一カ年金一両二分、半期に金

三分あての上納が容認されていたのである。

ところで宝暦十三年冬納め（半期分）の河岸運上金負担割合を見ると河岸の屋敷持高がいよいよ分化し、屋敷数は寛永期の十九軒に比較してみると、半軒前が一四軒、一軒四分一軒前が九軒、四分一軒前が二軒、二軒前一軒、一軒半前が一軒の合計二七軒に増加している。

このような傾向は、先にも触れた通り寛保二年の利根川大洪水による川筋の変化に起因する商品流通量の減少とも関連し、宝暦期に入り河岸屋敷持の間に階層分化が起りつつあったことを示すものであろう。

このような河岸屋敷持の持高の分化に対応し、運上金の割付額も次第に細分化する傾向を示している。この点は第一表の運上金負担割合の変化を見れば明白である。

また、川井河岸では寛延宝暦期にかけては六左衛門・市郎右衛門・八郎左衛門・久左衛門・兵右衛門・五郎大夫の六名が河岸問屋を勤め屋敷持高も上層部を占めていたのであるが、明和寛政期にいたる間に久左衛門・兵右衛門・五郎大夫は御用留帳記載の河岸問屋名から消えて、交替に作左衛門・三九郎・五兵衛の新しい問屋が登場してくることに注目したい。さらに寛政三年の「河岸十九軒屋敷改」めを見ると一軒前以上所持七軒、残り十二軒はいずれも二名併記になっているばかりでなく、隣接する新河岸の問屋善左衛門は三軒分に名前が併記されているのである。

ところで旧問屋兵右衛門は明和八年十二月の「御用留帳」の記録によると明和七年十二月に近接している飯倉村の吉左衛門に問屋名義を売渡している。また、新問屋五兵衛は「川井河岸屋敷改め」の中に名前の記載が見られないので河岸問屋名義を久左衛門あるいは五郎大夫から譲り受けた周辺村落の有力農民ではないかと想定される。さらに新問屋作左衛門三九郎の両名はいずれも屋敷一軒前の所持者であることに注意したい。

このように河岸の衰微にともなう河岸運上金割付額の推移を見ても、宝曆と安永期頃にかけて河岸構造に大きな変動があったのではないかと思われる。

しかも、このように困窮していた川井河岸の間屋層に一層深刻な打撃を与えたのは明和安永期における勘定奉行石谷備後守清昌らによる河岸支配体制強化の一環として行われた河岸間屋株の設定である。¹⁷⁾

すなわち、明和八年五月川井河岸間屋総代作左衛門は「私斗相洩候而ハ何れ難儀口仕候ニ付、御願申上候ハ外河岸々之荷数振合以、少々たりとも冥加永御上納仕度奉願上候」と止むを得ず石谷備後守あてに河岸役永の上納を願ひ出ている。この時の記録には伊勢崎河岸孫右衛門永一七〇文・喜兵衛永一五〇文、八斗島河岸三郎左衛門・四郎右衛門が休株のため永一〇〇文、前島河岸茂八・藤左衛門は勤め株永一五〇文ずつ、川井河岸では作左衛門が総代で勤め株永一二〇文と記されているが、これは河岸間屋側の願望額と解するのが至当のようである。

結局、安永三年と天明三年までの間川井河岸では毎年永一貫八〇〇文ずつ岩鼻代官所へ上納している。

このように領主への河岸運上金に加えて、幕府へも河岸間屋株運上を上納しなければならなかったのである。しかも、問屋は「役永差上候而も問屋口銭等相増申問敷候由厳敷被仰付候」¹⁸⁾とあって一層苦しい立場に追い込まれてゆくのである。

その後天明三年の浅間山噴火や大洪水による川欠けのため船着きが悪く困窮しているという理由で川井河岸では天明四年分は全額免除され、天明七年四月には問屋株運上五カ年間の半減を幕府へ嘆願し、天明六年一カ年分永一貫八〇〇文のところを五四〇文に軽減させている。しかし、「御用留帳」の記載によると、その後天明八年、寛政二年には再び永一貫八〇〇文ずつ上納を続けている。

岸問屋株運上の問題についても河岸衰微と関連させつつ言及してきたのであるが、川井河岸衰微の要因ともなった領主回米の動向や商人荷物との関係については項を改めて述べることにしたい。

三、寛延・明和期における回米仕法と運賃

寛延二年における川井河岸の間屋は六軒で、手船一四艘を所有していた。他に町船（百姓持船）二三艘があり、これら三七艘の地船を中心として前橋藩の年貢米や商人荷物の江戸運送にあたっていたのである。

ところで利根川流域において前橋藩・川越藩（明和四年九月より）の年貢米の江戸回送を請負っていた河岸は「御留帳」によれば前橋藩領の上州川井・五料・新・靱負の四河岸のほかに天領下の上州平塚、旗本領の武州八町・藤ノ木の七河岸であった。前橋藩の船方役所では回米輸送に際し、これらの七河岸の間屋に通知し、前橋において運賃入札を行い、入札値段の最も安い河岸に運送を請負わせていたのである。

先にも触れたごとく前橋藩は寛延元年十二月に領主が交替し、酒井忠清が播州姫路に移封され、代りにこれまでの姫路城主松平朝矩が前橋藩主として入部した。

この領主交替後の寛延二年の「御用留帳」には三河岸問屋十一名が新領主へ提出した旧領主時代の年貢米江戸回送に関する「大概寛書」などが記載されているので、これらにより前橋藩回米仕法についての概要を紹介しておこう。

一、御米請方之義者

御舟方様を被仰付問屋共立合貫目ニ而請取、江戸納之義貫匁ニ而相納申候、御送状之儀御舟方様御判形ニ而も差上申候、右之通り大概御書上仕候、以上、

寛延二年巳十一月

川井河岸 舟問屋 (六人連印)
 五料かし 舟問屋 (二人連印)
 新かし 舟問屋 (三人連印)

見られる通り年貢米の江戸輸送はすべて御船奉行の差図のもとに行なわれていた。そして、河岸場において領民から年貢米を受取る際には河岸問屋が立会い貫目に不足がないように厳重に検査をし、江戸へ着船し陸揚げしたあとで再び藩役人の貫目検査が行なわれる慣例になっていたのである。

河岸問屋は江戸輸送にあたり、川井・新両河岸の九人が三人ずつ三組に分れて年貢米の検査など船積の掌にあたった。

なお、詳細については寛延二年十一月二十九日付の両河岸問屋が新領主に差出した酒井氏時代の六カ条の回米仕法を見ればより一層明白になるので左に要約してみよう。

① 先ず年貢米の河岸出しに際しては河岸問屋が立会い、貫目改めにより軽俵を発見した場合は「枳回し」(規定の枳で量目を検査する)を行い、切米(規定の量目に不足している分)については付出し村に足し前をさせる。量目が規定通りの分だけ受取る。

② 回米輸送にあたっては足軽衆が千俵に一人、千俵以上は二人ずつ上乗りする。

③ 万一破船した場合は関宿より上流は前橋へ届け出て、役人が現地で吟味した上で助船人足の手配をする。また、関宿より下流で破船した時は江戸の藩邸へ通報し江戸表の役人に見分してもらう。

④ 破船した場合の船賃は三分一は返上し、残りの分は支給される。

また、濡米はその場所で船を取替え江戸へ運送し、一俵について二俵分の船賃が支給される。

⑤ 江戸へ着船した年貢米は浅草蔵前において役人の貢目改めをうけ、もし貢目に軽出し(規定量目よりやや軽い)があれば「枴回し」を命ぜられ、切米分は船頭が弁米させられた。

⑥ 斗枴は一河岸に一個ずつ支給され、磨滅した分については藩庁に願い出て引替えてもらう。

この酒井氏時代の回米仕法を見ると回米輸送がいかに厳しい規制にさらされていたかがよくわかるであろう。

そこで回米の輸送にあたっては船頭の労苦を示す二、三の事例を紹介してみよう。

その一、宝暦七年九月三河岸問屋十一人から船方役所あての嘆願書。三河岸から舩下にて積下した回米は平塚河岸で本船に積換えて江戸へ回送しているが、巻積にするため採め俵ができるのであるから、採め俵一俵について一升の弁米を勤弁してもらいたい、と願い出ている。

その二、宝暦七年十二月三河岸問屋から船方役所あての嘆願書。採め俵、色替り、台付(鼠喰い)、沢手(濡米)などの弁米が多く船頭が難儀しているので、弁米は切米だけにしたい。

その三、宝暦八年九月にも三河岸問屋から回米の河岸出しに際し、藩役人が貢目改めをして送状に目方を記入してもらいたいこと、採め俵、色替り、台付など七カ条についての一札を差出している。

その四、それでも領主側から改善の様子がなかったと見え、宝暦九年七月には、またまた河岸問屋から次のような嘆願書を差出している。

乍恐以書付奉願上候

一、此度御廻米被仰付候ニ付、居り合候地船舟積之儀申渡し候処ニ舟頭共奉願候ハ江戸御請取方前々之通りニ而ハ難儀至極ニ奉存候、依之当河岸にて御請方御役人様御立合ニて請取被遊候様ニ江戸納方之儀も被仰付被下置候様奉願上候、

知聞七月廿七日

三河岸問屋不残

右は江戸納めに際して役人の貫目検査がやかましく船頭が困っているので、河岸にて貫目検査をした役人にも立会ってもらいたいと云うものである。

このような再三にわたる嘆願にもかかわらず船頭の願望は容易に認められなかったと見え、宝曆七年十二月二十九日に金三両、宝曆八年二月十七日に金三両一分、同年二月二十六日に銀二三匁一分四四二文の弁米金を上納している。

なお、回米の江戸輸送について付言すれば、季節により水深が変動するため、船への積載量を加減していたとある。たとえば、九月中旬より十月までの期間は大船一艘に四百俵積のところを小舳下四艘（一艘百俵あて）をあて、中瀬河岸より下流関宿河岸までは長舳下一艘（四百俵積）をあて、潟水期にあたる一月より正月下旬までは川井河岸より中瀬河岸まで大船一艘分について小舳下六艘をあて、比較的水量の豊富な二月より八月までの間は小舳下三艘で運送していたと記載されている。

また、長舳下の船賃は水量の増減により、金一両から三両位まで高下していたとも記録されている。

ところで、明和八年十一月に三河岸問屋が川越藩（明和四年に領主が居城を川越城に移した）に差出した六カ条の請書をこれまでの回米仕法を整理補足する意味で左に全文を紹介することにしたい。

- 一、江戸御廻米河岸出シ被仰付候節、於河岸廻シ御立御渡ニ付、右之柵目江戸表河岸揚ケ之節、廻を以廻シ御立切レ相立候ハ、於同所無相違御公儀様御張紙直段を以代金ニ而相納可申候、
- 一、輕俵有之候節ハ右之米何俵有之候共、一はへニ致、廻ニ而廻シ御立入不足ニ有之候ハ、廻シ御立之上柵目相違無之候ハ、外ニ打米無之御請取可被下候、
- 一、沢手色替り之儀ハ本俵と一所ニ廻ニ而廻シ御改切有之候ハ、何俵ニ而も欠米差出シ可申候、竿当色替り之儀ハ舟中不調法ニ

有之候間、右之欠米外ニ過料米只今迄之通差出可申候、

一、もめ俵之儀ハ河岸出し被仰付候節、舟頭共相改若揉俵有之候ハ、御改之上、右俵数丈ケ送りへもめ之形御書加へ被成下度事、右之外ニ河岸上ケ之節もめ俵有之候ハ、船中氣ニ有之候間、御定之通過料米差出可申候、

一、台付鼠喰、右之分河岸出候節舟頭相改之上可申上候間、御改台付鼠喰俵作り御直し可被成下候、其上ニ而台付鼠喰河岸上ケ之節有之候ハ、是又御定之通過料米差出可申候、

一、河岸出し被仰付候節、村々々附近之時分、不時ニ雨等ニ而濡候米有之候ハ、御見分俵より内しめり通候程之義有之候ハ、江戸表へ着船迄ニハ右之米色替り相成候間、御改之上、右色替り送り江御書加へ被下度候事、

右六ヶ条之趣、已後右之通被成下候ハ、少も無相違、欠米并過料米差出可申候、右之通御請仕候、

卯十一月

鈴木元右衛門様

三河岸問屋共

右の六カ条の回米請書を要約すれば次のようになるであろう。

① 江戸表で回米河岸揚げの際には鬮をもって米俵の枳回しを行い、枳切れの分は御張紙値段で代金を納める。

② 軽俵は何俵あつても一所にし、藩にて俵の枳回しを行い、枳目に相違がなければ足し前せず受取つてもらいたい。

③ 沢手（水に濡れた米）色替りした米俵は本俵と一所に鬮にて枳目回しを行い、枳切れの分は何俵でも欠米を差出す。また、竿当て色替りの分は船中の不調法によるものであるから、欠米のほかに過料米を今まで通りに差出すこと。

④ 河岸出しに際し、船頭が米俵を改めて、もし揉め俵を発見した場合には、役人が検分した上で俵数だけ揉めの形を送り状へ記入してもらいたい。そのほかに河岸揚げに際し揉め俵があれば船中の不始末と見做し、過料銭を

差出すことにしたい。

⑤ 河岸出しの際に台付鼠喰いなどの米俵の有無について船頭が調べているはずであるから、もし、河岸揚げの時台付鼠喰いなどがあれば規定通りの過料米を差出すことにしたい。

⑥ 河岸出しのため村々より附け込みの時分、雨に濡れて俵内に湿み通った米俵は江戸へ着船するまでに色替りになるから、役人が見分した上で送り状にそのむね記入してもらいたい。

右の六カ条の趣旨通りにしてくれば相違なく欠米ならびに過料米を差出すであろう。

このような厳しい規制を受けた回米輸送は河岸問屋や船頭など運輸業者にとって決して収益の多いものとはいえなかった。それでも領主の回米を請負わなければならなかったことは、河岸問屋の宿命ともいえる。

この点についてより明白にするため、次に領主回米運賃の決め方について説明してみたいと思う。

前橋・川越藩では回米の江戸輸送に際し、前橋の船方役所から上州川井・五料・新・靱負・平塚及び対岸の武州八町・藤ノ木河岸の河岸問屋に指令し、前橋において運賃入札を行い、最も低廉な河岸に回米輸送を請負わせていた。

たとえば宝暦十一年八月十四日の入札事例(第三表)を見ると川井・新・五料の三河岸では金一両について六十四俵、平塚河岸六十八俵、孫左衛門五十四俵、靱負河岸五十八俵とあり、平塚河岸に落札している。

また、安永三年九月の入札時期に川井河岸では運送する船が河岸にいなかったため入札に参加できず、新河岸では金一両に五十八俵の値段で入札したが、結局落札したのは靱負河岸で金一両に六十俵という値段であった。

ここで注目したいのは川井河岸では「入札被仰遣候得共船無御座候」という理由で入札に参加できなかったことである。第三表を見ても明和四年六月十一日以降はほとんど入札に参加していないのである。

表 3 上州川井河岸領主荷物動向

年月日	品目	数量	1両について 船賃入札	備考
寛延2	10月 回 米		48俵 直し	
	12.13 " "		44俵 直し	
宝暦2	4.13 " "		56俵 直し	
	10.12 " "			靱負52俵
	11.10 " "		46俵 入札	" 48俵 八町44俵 藤ノ木44俵
5	10.3 " "		60俵 入札	
	" 大 豆		58俵 入札	
6	4.28 炭	312俵		
	9.29 回 米		56俵~63俵入札	
	10. " "	920俵		平塚70俵
	10. " "	1,500俵		蔵入預り
	11.2 御膳醬油	12樽		
	11.10 " "		船賃 48俵	
7	2.11 御膳醬油	12樽	船賃 294文	前橋御賄所より江戸上屋敷賄方
	3.19 " "	9樽		
	4. 檜	100本		
	6.27 醬 油	6樽		
	8.21 米	1,180俵		船賃17両3分、丁銭515文請取
	9.4 御膳醬油	12樽		" 762文
	9.17 " "		62俵直し	
	9.23 醬 油	9樽		
	" 小 麦	1俵		
8	2.12 醬 油	9樽		
	2.23 " "	6樽	丁銭 151文	
	3. " "	6樽	} 丁銭 442文	
	一枚板	6枚		
9	7. 大 豆	126俵	(5斗入) 58俵	
	7.2 米	1,000俵	1両58俵落札	
	8.10 米		" 58俵	
	9.27 蕈 包	1箇	" 300文	
	10.21 米		" 52俵入札	
	11. " "		" 50俵入札	
10	1.18 " "		" 52俵	
	2.29 大 豆	50俵		
	" 米	300俵	1両 56俵	船賃金3分ト丁銭403文
	4.12 檜	25本		

年月日	品目	数量	三河岸船賃	備考
	4. 18 醬油	15樽	370文	
	5. 23 米		1両 58俵入札	
	7. 9 米		1両 62俵入札	
	10. 7 米	1,000俵	" 55俵入札	靱負河岸落札74俵
	" 大豆	135俵		
	11. 2 米	1,000俵	1両 50俵	
	" 大豆	135"		
11	2. 12		1両 56俵入札	
	8. 14		64俵入札	平塚68俵, 靱負58俵
13	8. 17		1両 60俵	
	12. 6		" 51俵	平塚55俵, 靱負52俵
明和元	12. 14		" 52俵	
	25		" 54俵	
2	3. 15	922"	" 68"	新河岸落札
	9. 柿御板		" 28駄	深川揚
	" "		" 23駄	芝新網町揚
	9. 20		" 62俵	新河岸落札
	11. 10		" 56俵	新河岸58俵
3	1. 8 米		" 55俵	
	2. 2 "		" 56俵	
	10. 25 "		" 56俵	
4	4. 6 "		" 75俵	
	6. 11 大豆	400俵	入札不参加	船居合不申候ニ付
	7. 8 米	1,000俵	"	"
	8. 8 屋根板		"	
	24 米	400俵	"	
	9. 4 "		"	
5	5. 29 "		"	船居合不申候ニ付
	7. 17 "		"	"
	11. 5 "		"	"
6	8. 12 "	250俵		船賃金3両にて被仰付候
7	4. 3 "	2,000俵		船賃金26両3分ト丁錢200文
	8. 14 "	700俵	入札	
	17 "	250俵	"	
	9.		入札不参加	船居合不申候ニ付

註 本表は清水家「御用留帳」により作成した。明和7年以降については割愛した。

それではなぜ船がないという事態が起つたのであろうか。この点については宝曆十一年正月の三河岸問屋ならびに船持から船方役所岩倉十助へあてた左の嘆願書を見れば自ら明らかになるであらう。

乍恐以書付奉願上候

三河岸船持共奉願上候所年々舟家業も減少仕難儀至極ニ奉存候、依之御拝借金船壹艘ニ付拾五両ツゝ奉願上候、則別紙舟數御書上差上候、

一、御廻米御用之節順番以御用相勤申所、古船等多分御座候而御用相勤り兼難儀仕候、此上舟數不足ニ罷成候ハ、御用等相勤りかね可申上奉存候

一、御上様御通御用之儀鳥川利根川両川ニ而舟數拾貳艘ニ而御用相勤度、其外日光御用御大名様方御通之時分、彼是ニ付只今迄之船數ニ而も相勤兼候所ニ尚不足ニ罷成候而ハ御用相弁し兼可申与奉存候、右之通りニ御座候ニ付御拝借被仰付被下置候様奉願上候、

右願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

宝曆十一年巳正月

三河岸問屋九人
沼之上名主
五料名主

一札之事

一、此度御拝借奉願候儀以口上ヲ申上候通り拙者共一統難儀仕候ニ付、何分ニ茂出来仕候様御願可被下候、依之連名差出し申所相違無御座候、已上、

(船頭二十人連名)

巳正月

五料河岸

新河岸

川井河岸

御問屋中

右の三河岸問屋・名主から船方役所あての嘆願書及び船持二十名連印の口上書を要約すれば「年々船稼業が減少し古船が多く難儀している。もし、これ以上船数が減少すれば回米御用をはじめ領主の利根川・烏川通船、日光御用、大名通行の際の役船御用も勤め兼ねるので船一艘につき金十五両ずつ拝借願いたい」という趣旨である。

宝暦十一年当時の三河岸所有の船数は問屋船が本船二艘・舩下四艘・小舩下二艘、地船が本船六艘舩下一五艘、合計二十九艘であった。寛延三年の三七艘から漸次船数は減少し宝暦十年代には二二艘になり、寛政期に至る期間の最底数を記録している。

また、明和元年十二月の川井河岸問屋五人連名の嘆願書には「当河岸之儀地、舟無御座候、故御米御請不仕候、左候得者御用相勤不申罷有候ニ付、此度他所船相雇候而も御米御請仕度奉願上候」とあって川井河岸では船数減少のため回米の入札もできないので他所船(19)を雇っても回米御用を勤めたいと願ひ出ている。

これを見ても宝暦から明和期にかけて川井河岸がいかに衰微していったかが明白になるであろう。

ところで、このように川井河岸が衰微した理由はなんであろうか。明和二年九月代官役所から河岸の実態についての問合せに対しての口上書の一節には、

一、両河岸江荷物前々之通出候哉与御尋被遊候処、御大名様方御廻米ハ少シツツ出申候得共商荷物ハ一向出不申候、御領所御城米之義も年々減少仕、去年々ハ一向出不申候、当年儀も難計奉存候、

とあって、大名回米の減少、商荷物の皆無に等しい状態が河岸の衰微と問屋・船持層の困窮をもたらした要因であったといえよう。(20)

したがって先述したごとくきわめて規制が厳しく収益の少ない領主米といえども輸送を請負うべく入札に参加して

いたのであるが、船の減少と老朽化のため、明和天明期にかけては回米入札にも参加できない状態が現出したのである。

そして、このような河岸の衰微に一層拍車をかけたのは天明七年四月の日光例幣使道における駄賃二割増一件である。このため上信越地方から川井河岸へ駄送する荷物は玉村宿を通過する際に二割増の駄賃を支払わなければならないので運賃が高み河岸出し荷物が減少する近因にもなったのである。

そこで三河岸問屋は「右例幣使道玉村宿へ諸荷物二割増取之河岸出荷物相減渡世格別薄」くなるので、駄賃二割増を取止めてもらいたいと玉村宿の問屋・年寄金七・庄蔵を相手に訴え出たのである。

この紛争は天明五年二月十三日に双方評定所へ出頭したが、玉村宿では河岸出し荷物の庭口銭での助成をもって御用を勤めているのであるから河岸荷物の減少は玉村宿の商荷物の減少になるとしながらも「才領荷物継立分は格別商荷物之儀へ宿場為取統」のため庭口銭の増割をもらいたいと主張した。

この紛争は結局年季中に限り登り荷物（河岸揚げ荷物）はこれまでの庭口銭のほかに一駄について銭一三文・塩荷物八文増し、所々よりの下り荷物は庭口銭のほかに一駄につき五文ずつ玉村宿へ請取り、年季明きの際には諸荷物七文・塩荷物二文の庭口銭にするということで内済になった。

四、新流通路の開設と領主回米の動向

既述のごとく川井河岸は領主的流通機構の一環として近世前期に成立し、領主回米をはじめ三国通り径由の諸家回米や商人荷物の江戸積出しの河岸場として栄えていた。元禄三・四年の倉賀野・玉村間の積荷に関する争論の訴状に

は「三國通りの荷物は玉村継にて、新河岸・川井河岸にて船積致、江戸上下候」⁽²⁾とあり、また、川井河岸宝曆二年二月二十八日付の「御用留帳」には「三かし前々々信州・越後・吾妻・高崎・沼田・惣社辺之諸荷物請来り」とあって、川井・新の両河岸は日光例幣使道の玉村宿を経て信濃と密接な関係があったほか、惣社・渋川・八木沢・猿ヶ京へと北上し越後にも通じていたのである。川井河岸の享保期以前における荷物取扱高は登り下り共に年間一五、〇〇〇〜二〇、〇〇〇駄に及んでいたが、享保以後になると漸減し、寛延二〜宝暦元年の三カ年間の川井・五料・新の三河岸の荷物総高は七六、一六八駄となり、これを一カ年平均にすれば二五、三八九駄、この船賃金は一、〇五〇両と記されている。

ではいつ頃から川井河岸の荷物が減少しはじめたのであろうか。明和八年五月の「御用留帳」には「三拾四五年已前川瀬遠ク相成荷物殊外減少仕、下り荷物計ニ而大豆之儀ハ一向無御座段々衰微仕、当時船壹艘も無御座候」とあって明和八年（一七七二）より三五年遡った元文元年（一七三六）頃と考えてよい。そして、荷物が減少した直接の動機は烏川の北岸に位置している関係もあって烏川の流路が南岸寄りに遠ざかってゆくため荷物の船積、陸揚げに不便になったからであると推量する。

このような自然的障害とあいまって川井・新・五料の三河岸にとってさらに脅威を与えたのは宝暦二年に起った利根上流の群馬郡の白井町通船一件である。

宝暦二年三月二十八日に領主から三河岸問屋あてに白井町の舟運業を認可した場合の三河岸への影響はどうかとの下問があった。これに対し、三河岸問屋は、これまで三河岸から船積陸揚げしていた上信越地方の荷物は運送せず、白井町の御城米ならびに同町の荷物ばかり積下すのであれば別段の支障はないであろうと答申している。

かくて宝暦二年四月五日に前橋藩郡代所から三河岸問屋・名主全員が前橋本町いせ屋四郎右衛門方へ呼び出され、

野呂猪右衛門手代高野源六から御城米の陸附道中が長いので減量が多く賃銀の出費も嵩むので「御上ミ御損益ニ相成候事ニ有之一」との理由が提示され、白井町通船を許可したいがどうかとの申入れがあった。

これに対し三河岸問屋・名主は前橋郡代所、船方役所、代官所へ次のような口上書を提出している。

一、三河岸之儀古来越後・信濃・我妻・其外白井・沼田・渋川・惣社辺御城米并荷物等積送り渡世仕来り候、此度白井小廻舟被仰付候ハ、難儀可仕候、
 乍去御公儀様御損益ニ相成候事御座候ハ、被仰付候上ハ不及是非候、何連白井最寄御城米并白井町荷物切ニ被仰付下置候様相成候哉と奉存候、源太殿被仰付候ハ白井願之義小廻舟ニ有之候へ者致方之儀無之候、殊ニ越後信濃附下し荷物等之儀と相構之義ニ無之候（中略）越後・信濃出テ来り之荷物決而積不申、白井最寄御城米并ニ最寄之商荷物なと積下し候様ニ被仰下可成下候（下略）

かくのごとく、三河岸では御公儀様の損益にかかわることであるから止むを得ないが、古くから三河岸の主要な船積荷物であった越後・信濃の荷物は、これまで通り渋川から陸送にし、白井船では決して運送しないという条件で白井船通船に請印したのである。

これで宝暦二年の白井船通船一件はひとまず落着したかに見えたが、宝暦六年になると今度は白井町源七・孫四郎より上州平塚河岸への小艇下通船願いが関東郡代伊奈半左衛門あてに提出されたのである。

そこで関東郡代役所よりこの白井町より平塚河岸にいたる川路十里余の新しい小艇下通船による交通路が開設された場合の三河岸への船積荷物への故障の有無について諮問があった。

これに対し、宝暦六年三月三河岸問屋九人連印の左のような一札を伊奈半左衛門役所に差出している。

差上申一札之事

上州群馬郡白井町願人源七・孫四郎与申者、右町附利根川通戸屋ノ積渡場より、同国新田郡平塚河岸迄之間川路十里余之所、小舥下通船儀相願候ニ付、此度右爲御吟味御越被成拙者共へ御尋被成候へ、右兩人願之通小はしけ通船被仰付候而も相障義無之候哉之旨御吟味ニ付申上候、

五料・新かし・川井河岸右三河岸之義へ越後国并利根郡・吾妻郡其外高嶋辺迄之荷物積候河岸場ニ御座候間、白井町へ小舥下通船被仰付候へ、只今迄三河岸へ出候荷物白井出ニ可罷成、左候へ、三河岸共ニ舟積稼薄罷成難儀仕候間、信州越州出候荷物之儀ハ唯今迄之通、同国群馬郡小牧村金井沢川へ継送り、沢川村・金古・八木原両道之内継送り候様ニ被仰付、前々之通三河岸舟積仕候へ、かし場困窮仕候程之儀も御座有間しく、右両国出候荷物之外ハ白井へ出し小はしけ仕候而も少も相障儀無御座候右障有無之義御吟味ニ付申上候通少も相違無御座候、依之爲後証三河岸名主問屋連印一札差出申候、仍如件、

宝曆六年三月 上州那波郡沼之上村内 五料かし舟問屋兩人印

同村之内 新かし同三人印

同国同郡川井村飯倉之内 川井かし舟問屋三人印

伊奈半左衛門内 但飯倉村名主兼五郎太夫

篠原惣右衛門 川井村名主印

右の答書によれば白井町から平塚河岸にいたる小舥下通船が認可された場合、上信越地方からの荷物が白井町より積出されるようになり三河岸の船積稼ぎが薄くなり難儀する。しかし、信越地方からの荷物がこれまで通り三国街道筋の渋川、八木原、総社を駄送して三河岸から船積するか、あるいは渋川から金古・高崎を経て三河岸に至るルートに変更がなければ河岸場が困窮するほどのことでもないであろうと申し立てている。

その後、この白井町通船一件はどのように展開していったか、今のところ明らかでないが、三河岸の返答書通りになったとすれば、白井町↓前橋↓(広瀬川経由か)↓平塚河岸というきわめて有利な新しい商品流通ルートが開設されたと見なさなければならぬ。そして、これまで三河岸から積出されていた白井町周辺の城米や商人荷物は小舥下

通船で平塚河岸へ輸送されるようになったものと推測されるのである。

しかるに、宝暦六年九月になるとかように衰退しつつあった三河岸にとって、またまた脅威となるべき事件が発生したのである。

それは前橋藩の回米を新たに伊勢崎河岸から船積しようとする動きである。

すなわち、三河岸船持十四名から問屋にあてた連判状を見ると商人荷物減少の河岸にとって領主米の輸送を請負うことが河岸の命運を左右する最後の望みの綱になっていたことがわかる。

覚

一、殿様御廻米之儀、此度いせ崎河岸江舟積被仰付候由、左候得者御廻米御高も不足ニ罷成り拙者共渡世も無御座末々ニ至候ハ舟持之義も不罷成難儀至極ニ奉存候、殊ニ当分舟隙ニ而罷在候、若外江被仰付干水荷物多分之節計被仰付候而ハ御役も相勤り申間敷候、依之此度新規之義御止成シ被下置候御儀ニ御座候ハ、此度ハ損相立候共下直ニ御請仕、新規之所初り不申候様ニ仕度候、以後之義者又々川並之船賃ニ而御願被下、此節ハ何分ニも御請可被下之新規の儀初り候而ハ迷惑ニ奉存候ニ付如此願申上候、以上、(傍点筆者)

宝暦六年子九月朔日

当時居合候船持(十四名略)

川井河岸

新河岸 御問屋中

五料河岸

かくのごとく伊勢崎河岸取立てという緊急事態に対処するため、取敢ず在河岸の船持が中心になって、たえい損をしても伊勢崎河岸よりも安い運賃で請負うことを三河岸問屋あてに申し出たのである。

もちろん、河岸問屋にとっても重大な問題であるだけに、ただちに同年九月二日付で前橋藩船方役所下役の岩倉十

助あてに左のような嘆願書を差出したのである。

乍恐以書付奉願上候

一、御廻米之義此度伊勢崎河岸江船積被仰付候御儀与奉存候得共、先規よりセ崎江御荷物出候義ハ無御座候、新規之儀被仰付候而ハ御廻米之高不足ニ罷成り御領分舟持共難儀至極ニ奉存候、殊更当時諸荷物無御座舟障ニ罷成候時分、他所河岸江被仰付冬川干水諸荷物多分之節計被仰付候而ハ乍恐迷惑仕候、伊セ崎入札下直之義ハ此度新規ニ御請仕度相場ニ手らし安札入申候義も可有御座与奉存候、其値段ニ而御請仕候てハ迷惑ニ奉存候得共、此節新規之義初り候而ハ以後々共難儀ニ奉存候間、此度之義ハ何程損相立候共問屋船持相談之上金壹両ニ付御米六拾三俵直、尤御差荷御増積なしニ御請可仕候間、此度之御米高不残拙者共ニ被仰付可被下候、下直之落札も引下ケ御請仕候ハ新規之義末々共御止被遊被下置候様御願申上度、乍恐願書差上ケ申候、此所乍恐御勤弁成し被下置候様奉願上候、尤此節之義故引下ケ御願申上候、向後之義ハ川並之御直段ニ而被仰付可被下候、猶又乍恐口上ニ而可申上候、以上、(傍点筆者)

三河岸問屋八人印

宝曆六年子九月二日

御船方

岩倉十助様へ上ル

右の嘆願書によると、伊勢崎河岸で新規に回米を請負うため格安な運賃で入札を企てているが、それでは三河岸の困窮を招来することになるから問屋船持相談の上、差荷(輸送中の減量を見込んでの増積)なしで金一両に六十三俵の値段で請負うことにしたので、このたびの回米を全部三河岸に回して欲しいという趣旨である。

かように利根川上流の白井町商人の新しい舟運路開拓による城米輸送や領主の伊勢崎河岸取立による年貢米の江戸回送など上利根川筋では宝曆年代に入って商品流通路改変の動きが活発化しつつあったのである。

そして、このような幕藩領主層の一方的な恣意によって、寛永年代に前橋藩回米輸送のために取立てられた三河岸

は次第に窮地に追い込まれてゆくのである。

その上、彼等船持層は「御役も相勤り申間敷」とある通り、すでに述べた河岸運上金の負担のほかに役船の差出しというきわめて重い労役負担がしばしば課せられていたのである。そして、宝暦期に入りいよいよ困窮化しつつあった河岸内部において問屋と船持との間に役船の負担と商人荷物の争奪をめぐる紛争が展開されてゆくのである。

五、役船負担と宝暦十二年の間屋・船持出入

先述のごとく前橋藩船方役所が領内川船を毎年調査把握していた理由は第三表にも示した通り年貢米など御用荷物の江戸回米のほかに、利根川・烏川渡船の役船に徴発するという狙いもあったのである。

たとえば宝暦十一年に領主あてに三河岸から提出した新造船のための拝借金嘆願書には「御上様御通御用之儀烏川・利根川両川ニ而舟数拾貳艘ニ而御用相勤申候、其外日光御用御大名様方御通時分彼是ニ付、只今迄之船数ニ而も相勤兼候所ニ不足ニ罷成候而ハ御用相弁し兼可申与存候」とあって、領主の渡船通行や日光御用のため例幣使道を通行する大名の利根川渡船御用のため川井・新・五料の三河岸から役船を差出していたことがわかる。この役船の徴発の際には船頭・水主・船引人足まで動員され、領主からは扶持米や船竿が支給されていた。すなわち、宝暦二年五月二日の記録を見ると烏川から利根川へ引廻した船三艘分の船頭三人・水主五人に米七斗二合、烏川より利根川へ引戻した分として米七斗二合、船三艘分の船番三人に四升八合、船上下六艘分の船竿二本が支給され、ほかに船引人足四二人が動員されていた。さらに、宝暦四年四月晦日から五月四日にかけての殿様帰城に際しては御座船・供船・馬船の利根・烏両川分として七二本の船竿の支給を願っている。これらによって役船負担のあらましを推察することができるであらう。

表4 問屋船御役船一覧表

年月日	役船出船目的	問屋
寛延 2.10.17	土岐伊予守様	佐五右衛門
宝暦 2. 5. 9	殿様入郡	市郎右衛門
" 3. 4.	殿様御通り	佐五右衛門
" 3.11.27	実政御用?	市郎右衛門
" 5. 4.13	殿様御廻り	善左衛門・佐五右衛門
" 5. 9. 6	土岐頼母様御通り	佐五右衛門
" 5.11.27	"	"
" 6. 5. 1	殿様御通り(利根川通)	"
" " "	" (烏川通)	茂右衛門
" 7. 3.29	"	倉かの船
" " "	"	佐五右衛門
" 7. 8.23	川通御見分(京極兵部・新井九助)	佐五右衛門・茂右衛門
" 9. 3.	殿様御通り	善左衛門・茂右衛門
" 10. 6.15	"	佐五右衛門
" 11. 3.29	"	善左衛門
" 12. 4. 1	"	倉かの船

註 宝暦12年5月11日清水家「御用留」による。

う。

このような役船負担は領主の通行や利根川遊覧のほか、中山道本庄宿・新町間のあたりから右折北上し川井河岸で烏川を渡船し、例幣使街道王村宿を横切り北上して三国街道を通行する沼田城主土岐伊予守や佐渡奉行松平右近将監などの渡船にも動員されていた。

たとえば宝暦十二年五月十一日記載の問屋船御役船の記録をそのまま転載すれば第四表の通りである。

第四表に記載されているのは問屋船の負担分であって、このほかに船持負担分があることを考えると船積荷物が減少し衰退しつつあった河岸にとっては役船負担がいかに重荷であったかがわかるであろう。

このため宝暦十二年四月には地船(村船)船持十八人が役船負担と商人荷物運送について問屋側の勝手な振舞いを批難し、船方役所岩倉十助あてに訴え出るという事件が起った。

この訴状により地船船持の云い分を要約してみると

次のようになるであろう。

第一に川井河岸の船三〇艘のうち問屋船一一艘は上様御役御用を勤めずに、残りの船持所持の一九艘にばかり勤めさせ江戸荷物積ませてくれない。これは不公平であるから船数三〇艘にて御役御用及び商人荷物を順番に積送るようにしてもらいたい。

第二に問屋は他所船を手船代りに雇い、御役御用は一切勤めず、江戸上下の荷物ばかり我儘に積出している。村船には一向に荷物が当らず困っているのです、どうか私共を召寄せて詳しい事情を聞いて欲しいというのである。

この地船船持側の訴えに対して五月十一日付で川井・新両河岸問屋も口上書をもって次のように反論している。

一、このたび船持より差上げた願書の件については承知している。これにより両河岸の古例を申し上げる。問屋船は先にも申し上げた通り総て御役御免になり、地船が居合せるときは地船をもって御用を勤めているが、地船不足の時は問屋船にて御用を勤めている(第四表)。

一、地船一九艘にて御用を勤め両河岸より荷物を一切積んでいないというのは大きな偽りである。たとえば一九艘のうち平右衛門・惣八・九郎衛門・長左衛門は問屋佐五右衛門方にて積付け、作左衛門・瀬左衛門・門之丞・友八・左兵衛は問屋歩左衛門方、新六は問屋六左衛門、弥曾八は問屋茂右衛門方にて荷物を積付けている。

一、右の外にも荷物有合せの時分は両河岸より積ませている。舳下は茂右衛門方にて順番に積ませ、その外の問屋でも積んでいるはずである。

一、先月中旬に地船が願い出た趣旨は、両河岸へ出た荷物は残らず地船順番にて積み申したき由であるが、もちろん地船を加えなくては冬川濁水の折には差支えるので、右の訳を地船へも申し談じ、村役人をも仲介に頼んだ

が、なかなかうまくゆかなかつた。

そして、船持は地船中から荷物世話やき人二人を立て、問屋・船差しに構わず心次第に船積したいむね願ひでた。また、問屋船は先規により御役御免になっている。この点についても色々船持へ説得しているが一向に得心ししてくれないので、委細については口上をもって申し上げたい。

この商人荷物運送をめぐり問屋船持出入は、その後船方役所より委細について取調べがあり、結局宝曆十二年五月になつて問屋船持間に次の六カ条にわたる取きめを内容とする内済が成立したのである。

覚

- 一、問屋持舟儀問屋一軒ニ付元舟壹艘はしけ壹艘ハ順番ニ不構積可申候、右之外ハ何艘御座候共順番ニ入可申之事。
- 一、冬ニ至り地所舟ニテハ間ニ合申間數候ニ付、他所舟ヲ差加ヘ西河岸之荷物少も無遅滞御運送致候様相働可申事。
- 一、御領所御城米御大名様方御廻米ハ不及申其外諸荷物古舟ハ相除可申候、尤荷物舟積高之儀問屋相談ヲ以何分ニも可仕事。
- 一、舟賃之儀近年之引別ヲ以、其年之品ニ応シ問屋方ニ而（被）相極候通無遅滞積送り可申候、荷物舟賃高下ニ不構、当り番之舟無遅滞積送可申事。
- 一、惣而荷物格別差急候節軽足にても出舟可仕事。
- 一、舟着岸次第世話やき方々月番之問屋ハ相届帳面ニ相載可申候、荷物御座候節ハ世話やきノ者月番問屋々差図次第早速荷物積立可申候（宝曆十二年五月、清水家御用留）

すなわち、右の議定を要約すれば次のごとくなるであらう。

- ① 問屋持船は一軒について元船一艘舳下一艘は順番に構わず商人荷物を船積してよい。
- ② 冬になり地船では間に合わないときは他所船を差加え西河岸の荷物を遅滞なく運送するように働くこと。
- ③ 御領所御城米・御大名様方の回米は申すに及ばず、そのほかの諸荷物古船は相除き申すべきこと。

④ 船賃の儀は近年の慣例をもって、其年の情勢に応じ問屋方にて決めた通りの値段で遅滞なく積送り申すべきこと。

⑤ 全て荷物格別差急ぎの節は軽足（軽荷）でも出船すべきこと。

⑥ 船は着岸次第世話やき方より月番問屋へ届け帳面に記載すること。また、荷物があるときは世話やきの者が月番問屋より差図があり次第に早速荷物を積立てること。

右の六カ条の定書に船持二人、川井・新両河岸問屋六人が連印して一応落着いたのである。

この宝暦十二年五月の問屋船持出人の議定書の中では紛争の焦点ともいふべき商人荷物割り当てについての船持側の主張がほぼ認められ、問屋持船の割り当てが制限されていることに注目したい。(22)

このように宝暦期に入り新しい農民的な商品流通ルートとも云うべき新河岸の出現により川井河岸の輸送荷物の減少に一層の拍車をかけると共に前橋藩の河岸支配体制の一翼を担っていた河岸問屋は新興の船持船頭の圧迫によって漸次後退しつつあったのである。

さらに川井河岸における問屋船持対立の他の例証を示せば、宝暦四年四月に遡るが、河岸問屋が船持船頭に対し、地船の増減または新造について、これまで問屋へ届けもなく不埒につき「重而船売買又ハ新造ニ代替候義、惣テ舟之儀ニ候事、地船月番江届ケ候筈」と申し渡し、地船の統制に躍起になっていたことがわかる。

しかるに、明和安永期にかけて川井河岸の川筋が遠くなり新流通路の開設とあいまって商人荷物はもろんのこと領主城米大名回米に至るまで船積荷物が減少し川井河岸はいよいよ衰退の一途を辿ってゆくのである。

しかし、幸いにも寛政期に入る頃から川筋の流れが好転しはじめた。そこで寛政元年五月船方役所あてに問屋六人

連名で川瀬が近寄ったので「蔵普請等仕少々ツ、荷請仕候、右ニ付御上様御廻米被仰付被下置候様先達而奉願上候」と二度目の願書を出している。

他方、船持層の動向を見ると、彼等は益々問屋の支配を離れて独自の行動を示すにいたった。

たとえば寛政元年四月の船持惣代新八・武八・舟立四郎兵衛・瀬兵衛らが領主にあてた請書には

一、此度例年之通り別紙舟数増減為御改御越被遊被仰付候者、先年相究置候通り河岸場舟積之儀、問屋船之外地舟之儀者元舟ニ不限順番を以諸荷物積立可申等之処、近来舟持共甚猥り、ニ相心得、既ニ御用御廻米被仰付候節も運賃等高下、ニ抱、勝手合之稼、
 半仕候、義相相聞江先規相漬れ甚不埒之儀、ニ付、向後別紙ケ条之趣相守可申段被仰渡、舟持共承知奉長（下略）

とあって、宝曆十二年の問屋・船持間の議定が船持により反古にされ、領主権力の強制によってようやく河岸支配体制が維持されていたことがわかる。

その後寛政四年には上利根筋においては上信越地方からの舟運荷物の増大にともない倉賀野河岸から中瀬河岸にいたるおよそ六里の間を漁船・耕作船を利用しての農民の船稼ぎが活潑化し、寛政五年五月にはこれら所稼ぎ船の取締りのため幕府の川船役所役人が実地検分に派遣され、総計二七二艘の所働船が幕府鑑札船として登録され年貢・役銀徴収の対象にされたほどである(23)。

かように宝曆期以後になると河岸内部においても問屋・船持間に役船負担と商人荷物をめぐって対立抗争が繰り返されつつ領主的運輸機構の一翼を担っていた特権的河岸問屋は近世中期以降における商品流通機構の改変にともなう船積荷物の減少と命運を共にして後退化してゆくのである。

そして、寛政期に入ると新しい商品流通の波に乗って新興の農間船稼ぎの小船持層が台頭してくるのである。

おわりに

以上、史料制約もあって不十分な点多々あったことと思うが、近世初期に領主的河川運輸機構の一環として開設された上州川井河岸の宝暦と天明期における衰退過程について前橋藩・川越藩の河岸支配や領主回米政策や船積荷物の動向とも関連づけながら究明を試みてきた次第である。その結果を要約整理して見ると次のごとくなるであろう。

まず、前橋藩では船方役所が領内の川船の統制掌握、河岸運上金の徴収、年貢米の江戸回送、役船の徴発など河川舟運統制の一切を掌理していたことが明瞭になったであろう。

また、河岸問屋は近世中期頃までは領主権力と結托して河岸の船持・船頭層を差配して幕藩領主層の回米や商人荷物をほとんど独占的に運送していたのである。

しかるに上州川井河岸では近世中期以降、特に領主交替後の宝暦期頃を画期として衰退化現象が顕著になってくる。

その直接的動機は領主への運上金減免の嘆願書でも再三訴えているように寛保二年の大洪水によって川瀬が遠くなら荷物の船積陸揚げに不便になったことも一因であるが、それよりもこれまで川井河岸の主要な船積荷物であった三国街道筋から吐き出されてくる江戸向の荷物が新しい商品流通路へと流れていったことが河岸の衰微を促進した要因であったと考えてよい。

このような河岸の衰微は領主への河岸運上金の上納額にも端的に現われている。

たとえば河岸運上金割付額の推移から眺めてみると、新領主が入部した寛延元年十二月以降、特に宝暦初年頃から一軒前の河岸屋敷持が急速に分化してゆくのである。そして、宝暦から寛政期にいたる間に旧河岸問屋や屋敷持の没落が目立つので、河岸構造にもいちじるしい変化があつたのではないかと想定されるのである。

ところで、同時期における領主回米仕法を見ると、河岸問屋・船持船頭・雇われ船頭など河川運輸業者に対する領主側の規制は益々強化されてゆくように見える。それはあたかも運上金上納額の減少を補填するかのごとく、河岸問屋の嘆願にもかかわらず、運送中の弁米は船頭から呵責なく取立てている事実に端的に現われていると云えるであらう。

また、信越地方からの船積荷物減少のため衰退化しつつあつた河岸にとって最後の望みの綱とも云える領主回米運賃について見ると、三河岸のほか近接する河岸に競争入札させて運賃を決めるという方策がとられたため、運賃の値段は安くなり、金一両に五〇〜六〇俵という値段が多かつた。これは元文元年（一七三六）の倉賀野河岸における給所米一両につき四二俵、あるいは寛政四年の上利根筋十四ヶ河岸問屋組合の協定運賃の城米一両〜三〇俵・給所米一両〜二八俵・商人米四〇俵という値段と比較して見るといかに高値であつたかがわかる。

そればかりでなく川井河岸では宝暦期に入ると河岸問屋や船持層の困窮が甚しく遂に河岸としての機能さえ麻痺するような状態に追い込まれても、領主側は運上金の減免は容認したものの、問屋船持層への積極的な助成を行った形跡はほとんど見られないのである。

しかも、川井河岸にとって死活の問題とも関係する領主回米を運賃の安い新興の伊勢崎河岸から船積しようとする企図しているのである。

その上、川井河岸や新河岸には第一章でも触れたごとく水戸藩や関宿藩のように船役金は課せられなかったが、利根川・烏川通行の領主・大名・幕府役人への役船という重い負担があり問屋・船持層の生活を一層脅かしたのである。

そのため宝暦十二年には役船負担と商人荷物の運送をめぐり問屋・船持間に大がかりな出入が起り、河岸問屋の商人荷物運送の優先的な権益は大幅に制限されることになったのである。

かように宝暦期を一つの轉換期として上州川井河岸には大きな変化が現出してくるのである。

すなわち、さらに他の例証をあげれば商人荷物も領主的荷物も藩領を越えてより便利でより運賃が安い流通路を求めて移動してゆくのである。宝暦二年の群馬郡白井船通船一件がそれである。宝暦六年の上利根川舟運の荷物積換え河岸ともなっている平塚河岸への小舟下通船願いもそのよい一例証と云えるであろう。

そして、かような商品流通路の改変と共に船持や船頭層は河岸問屋の羈絆を脱し、他河岸へ出向いて船稼ぎをする傾向が目立ってくる。

総州小堀河岸の「寄船」、川井河岸の「他所船」がそれに該当する。それが明和期に入って川井河岸に「御米船賃入札被仰付、当時船無御座候ニ付入札差上不申候」という事態を生起せしめたのである。これは船頭が余り利益のあがない領主回米を嫌い、他河岸のより有利な船稼ぎに従事するという自衛手段に出たからに外ならない。

かくて領主回米運送御用を勤め、その反対給付として商人荷物から口銭・庭銭の徴収を認められていた河岸問屋はいかに画策しようとも商品流通路の改変に伴う船積荷物の減少に加えて地船の出稼ぎという現実に直面し困窮化する命運は避けられなかったであろう。

他方、新しい商品流通路の形成と共に新興の河岸や農間船稼ぎの小船持の出現という事態に直面した幕府がとった対応策が明和安永期における河岸問屋株の設定であり、幕府川船役所の農間船稼ぎの小船持の統制強化であった。(23)しかし、このような幕府権力による関東の河川舟運統制強化への布石も寛政期以降の江戸地回り経済の進展の波に乗った新興運輸業者の活動を完全に統制掌握することはできなかったと考えている。

註

- (1) 本稿において直接引用した論文のほか、利根川舟運関係論考の一端を参考のため例示すれば次の通りである。
- 河野通博「利根川水運」現代地理講座5。
- 大井 武「関東地方の河岸」人文地理八一六号。「関東地方の内陸水上交通」近世関東の歴史地理(明玄書房)。
- 奥田 久「内陸水路としての渡良瀬川の歴史地理的研究」宇都宮大学学芸部研究論集一〇号、「内陸水路としての上利根川に関する二・三の問題」同上一二号。
- 北見俊夫「利根川上流水域における舟運」人類科学二二号。
- 渡辺一郎「近世における北関東の流通商品」歴史評論五一号。
- 大墳武平「倉賀野河岸に於ける廻米仕法」群馬文化一〇号。
- 田中 昭「烏川・利根川の水運」群馬文化二一一・一二号。
- 川名 登「関東に於ける河川運輸機構の成立」歴史地理八九一四号。「近世河岸の構造」商経論集一・三号。
- 拙稿「利根川舟運の展開」歴史地理九〇一―一―号。「天保期における利根川の水運」16〜19世紀研究3。
- 浅沼正明「関東に於ける近世初期貢租米江戸廻漕機構の成立」歴史地理九〇一三・四。
- 難波信雄「近世中期鬼怒川・利根川の商品流通」歴史三〇・三一―号。
- 田畑 勉「河川運輸における江戸地回り経済の展開」史苑二六一―号。

- 北島正元「河岸の流通機能と後背地の動向」栃木県史研究四号。
- 北原糸子「河岸機能と村落構造」茨城県史研究二〇号。
- 手塚良徳「渡良瀬川上流の河川運輸」白山史学一五・一六号。
- (2) 群馬県佐波郡玉村町飯倉三二二、清水家旧蔵文書。なお、本稿はほとんど清水家「御用留帳」に依拠して論述しているので繁瑣を避けるため、右文書に関する註記は省略したことをお断りしておきたい。
- (3) 『東京市史稿』市街篇第二。
- (4) 『北条氏照文書集』二九頁、近藤出版社。
- (5) 拙稿「関東における川船統制」法政史学二〇号。
- (6) 拙稿「関東における川船極印改め制の確立過程」古文書研究六号所収、日本古文書学会第四回学術大会発表要旨。下総国相馬郡布施村(柏木布施村)後藤早苗氏旧蔵の延宝六年十二月十三日付川船年貢役銀請取証文(川船奉行三名・手代四名連名)によれば利根川の極印渡船(艫)に対して京錢七百分の年貢と五匁五分一厘五毛の役銀が賦課されていたことが明らかとなった。
- (7) 川名登「川船奉行の廃止と享保改革」日本歴史二六七号。幸田成友『江戸と大阪』一一〇頁。
- (8) 拙稿「関東における川船支配政策の展開」海事史研究一四号。
- (9) 拙稿「幕末維新时期関東における川船統制」海事史研究一五号。
- (10) 『水戸市史』中巻六三〇～六四〇頁。
- (11) 北原糸子「利根川舟運転換期における一河岸の動向」海事史研究二〇号。茨城県取手市桜ヶ丘三一六八寺田忠三家文書。
- (12) 『水戸市史』中巻、六三〇～六三二頁。
- (13) 『柏市史』資料篇六、四二三頁。前掲寺田家文書。
- (14) 『茨城県史料』近世社会経済篇1、三七八頁。
- (15) 同右書、四〇五頁。
- (16) 前掲の北原氏論考によれば総州小堀河岸では二給支配であるが、宝曆明和期における河岸運上金の負担は御料私領分をブラスした全体額を船持問屋で折半した上で、各々を問屋七軒船持総株数の均等割にしている。川井河岸の場合には問屋・船

持共に屋敷持高に応じ均等の割合で負担している。

(17) 川名登「関東における河岸問屋株の成立」地方史研究六二・六三合併号。

(18) 武州新河岸川の牛子河岸大島家文書によれば安永三年の問屋株運上設定に際し、川越五河岸でも「御運上相納候ニ付口銭・庭銭・運賃相増候義ハ仕間敷候」と勘定奉行所あてに一札差出している。「川越市史」史料篇近世Ⅲ、一五頁。

(19) 「他所船」とは利根川流域の他河岸や村の船持船頭・雇船頭のことを指しているものと考ええる。前掲前原氏論稿の小堀河岸の「寄船」がそれに該当するのであろう。また、上州那波郡島村では明和三年に艀船で江戸稼ぎをしている船三四艘・艀下船五艘を所有していた。川井河岸では町船または地船とよばれる船持層の船も他河岸へ出向き自由に船稼ぎをしていたのである。領主権力と結托していた特権的な河岸問屋の後退とも関連し注目したい。

(20) 横山昭男「宝暦・天明期最上川流域における経済構造の変化」歴史学研究三〇四号、「天保期における舟運体制の再編成」日本近世の地方的展開（吉川弘文館）。北原氏前掲論文でも指摘されているように宝暦期頃より蔵米地払いなどが一般化してきたことも信越地方からの諸荷物及び領主の回米量減少をもたらした要因になったと云えるであろう。大石慎三郎「寄生地主形成期における農民的米穀市場」封建的土地所有の解体過程（お茶の水書房）参照。

(21) 椋の舎主人「元禄期における玉村倉賀野間の積荷に関する争論」上毛及上毛人、二九一・二九二号。

(22) このような河岸内部における対立抗争は近世中期頃から利根川流域全般に起りつつあったのではないかと推測される。たとえば総州小堀河岸でも明和二年の問屋・船持出入の争点は積荷配分にあった。前掲北原氏論稿。また参考までに付加えれば陸上交通について見ると中山道和田宿では享保七年商人荷物の輸送をめぐり問屋と伝馬前との間に争論があり、商人荷物の輸送について両者間に取極めをした連判状が作成されている。そして、問屋の優先的輸送に制限が加えられている。

(23) 拙稿「幕末維新期関東における川船統制」海軍史研究一五号。

追記

本稿に使用した上州川井河岸の史料を心よく閲覽させて頂き下さった旧河岸問屋・飯倉本陣のご当主であった故清水富貴寿氏に対し衷心より追悼の意を捧げたい。